

産業連関表分析研修及び伴走支援業務委託 仕様書（案）

1. 業務の名称

産業連関表分析研修及び伴走支援業務委託

2. 業務の目的

本業務は、熊本県が公表する産業連関表を活用し、市職員が経済波及効果分析等の手法を習得することを目的とする。

また、具体的な事業分析における伴走支援を通じて、EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進及び市施策の定量的な評価能力の向上を図る。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

受注者は、以下の（1）から（4）の業務を実施すること。

（1）既存統計資料の収集・分析

国・熊本県が公表している産業連関表、経済センサス、統計年報等の関連資料について、熊本県産業連関表を活用した分析に必要な情報を収集・精査し、市職員が理解できるよう助言すること。（具体的な支援内容例：資料の選定、データ構造の解説、活用事例の提示など）

（2）職員向け研修の実施

市職員のデータ利活用能力向上を目的として、以下の研修を実施すること。

① 回数・時間：基礎編2回、応用編2回（合計4回。（1回あたり60分程度）

② 基礎編：熊本県産業連関表の基礎知識、構造の見方について

応用編：熊本県産業連関表を用いた経済波及効果分析の実践、合志市への応用事例について

※研修実施方法：対面方式

（3）事業分析及び伴走支援の実施

市が指定する具体的な事業や施策に対し、熊本県産業連関表を用いた分析の支援を行うこと。

① 支援時間：合計60時間程度（打合せ、データ整理、分析指導等を含む）

② 内容：

- ・分析対象事業の投入データ整理への助言
- ・分析プロセスの妥当性確認
- ・分析結果に基づく施策改善や提言のまとめ支援

（4）報告書の作成

上記（1）から（3）の結果をまとめた報告書を作成すること。

5. 打合せ協議

本業務を適正かつ円滑に実施するため、市と打合せを行い、業務方針の確認を行うこと。なお、Web 会議の利用も可とする。

業務の着手時及び完了時には、管理者が立ち会うものとする。

6. 成果品

- (1) 報告書（A4 判・簡易製本）：1 部
- (2) 研修資料一式：1 式
- (3) 電子データ（上記全てを収録したもの）：1 式（CD-R または DVD-R 等）

7. 検査

- (1) 受注者は、本業務を完了したときは、速やかに市に報告し、完了検査を受けるものとする。
- (2) 成果品に不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置をとるものとする。

8. その他留意事項

- (1) 受託者は、業務の実施に当たり、本仕様書に基づくとともに、関係法令等を遵守すること。
- (2) 受託者は、委託者の承諾を受けずに再委託を行ってはならない。
- (3) 受託者は、事故を早期に発見し、迅速かつ適切な処置をとるとともに、委託者に連絡する。
- (4) 必要な推計資料の収集については全て受託者が行うものとする。ただし、委託者でなければ入手不可能と認められるものについては、委託者が収集のうえ受託者に無償貸与する。
- (5) 受託者は、業務に必要なパソコン等のハードウェア、ソフトウェア、備品・消耗品類に係る費用と、通信料、光熱水費その他一切の経費を負担する。
- (6) 受託者は、業務上知り得た市の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。
- (7) 受託者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、返還又は廃棄（シュレッダー処理又はデータ消去）を実施すること。
- (8) 受託者は、業務の実施にあたって、委託者又は第三者へ損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負う。
- (9) 受託者は、業務の進捗状況等について定期的に委託者へ報告するとともに、委託者からその求めがあった場合は速やかに来庁する。
- (10) 必要に応じて関係機関と相談・協議を行った場合は、速やかに議事録を作成のうえ、本市及び関係機関に報告し、承認を得ること。

- (11) 成果品や本業務にて作成したすべての図、表、データ等に関する一切の権利は、すべて委託者に帰属する。また、受託者は委託者に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。
- (12) 受託者は、契約締結前に委託者と受託者で協議し、委託者の承諾後に支払内訳書を作成し提出する。
- (13) 本仕様書に記載されていない事項であっても、法令により義務付けられている事項及び軽微な変更など業務上当然に必要な事項については、業務履行の範囲に含まれるものとし、疑義の生じた場合には、委託者と受託者で協議し取り決める。